Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局自動車技術安全部

令和6年9月18日定例記者懇談会発表

中部運輸局自動車技術安全部

管理課 山内、東

技術課

Tel 052-952-8041

藤墳、杉田

電動キックボードの正しい使い方をご存知ですか? 「自動車なんでも無料相談所」@金山総合駅 にてブース展示します

中部運輸局では、9月29日から30日の間に金山総合駅連絡橋で開催されるイベント「自動車なんでも無料相談所」内のブースにおいて、昨年7月から制度開始した特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)について、車両展示を行い、保安基準適合性等が確認された車両の選び方など、適正な使用に係る周知・啓発を行いますのでお知らせします。

なお、このイベントは、健全なクルマ社会の発展に寄与すべく、愛知運輸支局等の関係機関及び自動車関係団体の協力の下、例年、一般社団法人愛知県自動車会議所が主催しているもので、その中で、自動車ユーザーが日頃から抱いているクルマに関する疑問・質問について、各分野の専門家が無料で相談に応じるほか、様々な催し物がございますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

<第17回自動車なんでも無料相談所>

1. 日 時: 令和6年9月29日(日) 10:30~16:00

9月30日(月)10:00~16:00

2. 場 所:金山総合駅連絡橋イベント広場

3. 主 催:(一社)愛知県自動車会議所

4. 後 援:中部運輸局愛知運輸支局 (独)自動車技術総合機構中部検査部 軽自動車検査協会愛知主管事務所 愛知県

【相談所に関する問い合わせ先】 (一社) 愛知県自動車会議所 熊谷、石井 Tel 052-881-1501





フルマの疑問に、おこたえします!

日常生活になくてはならないクルマ。疑問に思ったり、困ったことはありませんか。

知りたいこと、アドバイスが欲しいことなど、

自動車全般について無料で相談に応じます。

自動車の売買、検査 ・登録、希望番号制な どでわからないこと。

自動車の故障や整備・車検 のことでわからないこと、 困ったこと。



バス・タクシーについての 意見や要望、荷物の運送・ 引っ越しの相談。

交通事故や自動車の税金などで わからないこと、困ったこと。

●その他、自動車のことでお困りの ことはなんでも!

※ご相談内容によっては、お答えできない場合もございます。

令和6年

午前10:30▶午後4:00

午前10:00▶午後4:00

愛知運輸支局、独立行政法人自動車技術総合機構、

法律問題は、弁護士が相談に応じます。

軽自動車検査協会及び自動車関係団体の役職員。

金山総合駅連絡橋



免許はいる?いらない?

■相談員

ニゲームに参加で、ガチャに<u></u>よる | 消しゴムなどをプレゼント |

車の運転が擬似体験できる 運転シミュレーター(協力:ナスバ)

■主催

(一社)愛知県自動車会議所

名古屋市昭和区滝子町30番16号 TEL.052-881-1501

■後援

中部運輸局愛知運輸支局 愛知県

独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部 軽自動車検査協会愛知主管事務所

独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所 中部自動車共済協同組合、(公社)愛知県バス協会 (一社)愛知県トラック協会、愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会、(一社)愛知県自家用自動車協会 (一社)愛知県自動車整備振興会

愛知県自動車販売店協会

愛知県軽自動車協会、愛知県自動車部品販売協会 (一社)日本自動車連盟愛知支部

中部自動車リース協会、(一社)愛知県レンタカー協会 (一財)日本自動車査定協会愛知県支所

愛知県中古自動車販売協会



特定小型原動機付自転車ってなに?

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、 特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは?

最高速度 **20**km/h 以下

定格出力 **0.6**kW 以下

車体の大きさ 長さ 1.9m 以下/幅 0.6m 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、 その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じた法令の規定が適用されます。

Q2 誰が乗れるの?

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの?

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

〇4 利用するにはどうすれば?

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。(裏面)

(1) 保安基準への適合が必要です!

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html





車両型式情報

情報提供窓口

(2) ナンバープレートが必要です!

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化!

自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています!

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーを ナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。



自賠責保険(共済)

【自賠責保険 (共済) の詳細はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】 https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html







3









交通ルールを守りましょう! ※これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな 交通ルールが適用されるのは、会和5年7月1日で

交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

主な交通ルール

(1) 車道通行の原則

原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません (※自転車道通行可)。また、原則、道路左側端を通行し、 右側を通行してはいけません。

(2) 右左折の方法

- ・左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行 い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、 道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしな ければなりません。

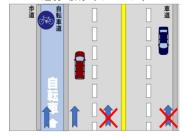
(3)通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行 してはいけません。また、一時停止すべきとされている ときは、停止線の直前(停止線がない場合は、交差点の 直前)で一時停止しなければなりません。

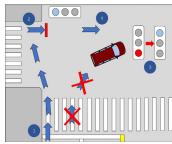
4)歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前 で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

通行場所 (イメージ)



右折の方法(イメージ)



標識 (例)







年齢制限・飲酒運転禁止等

- 16歳未満の運転は禁止されています。
- お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。
- (3) スマートフォン等を通話したり、その画面を 注視したりしながら運転してはいけません。





安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html













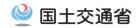


特定小型原動機付自転車などの交通方法等(令和5年7月1日から)

		原動機付自転車			
車両区分			一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等		総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下		
長さ 車体の大きさ 幅 高さ		2.5m以下	1.9m以下		
		1.3m以下	0.6m以下		
		2.0m以下	-		
運転免許		原動機付自転車を運転する ことができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		
最高速度			30km/h	20km/h	6 km/h
最高速度表示灯※			-	緑色点灯	緑色点滅
乗車用ヘルメット			必要	必要(努力義務)	
ナンバー登録			必要	必要	
自賠責保険			必要	必要	
	歩道(普通自転車等 及び歩行者等専用)		×	×	0
	自転車道	Ø₩	×	0	-
通行	専用通行帯	(中用)	×	0	-
場所	路側帯	9% #F	×	×	〇 (左側部分に限る)
	駐停車禁止路側帯	377 W. GM	×	×	〇 (左側部分に限る)
	歩行者用路側帯	25 #C 98 46 38	×	×	×

※令和5年7月1日以降に製作されたものに限る





区分	移動用小型車 (歩行者扱い)	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
定格出力		0.6 kW 以下	1.0 kW 以下 (二輪以外は 0.6 kW以下)
最高速度、大きさ ※いずれにも該当すること	・最高速度 6 km/h 以下 ・全長 1.2 m 以下 ・全幅 0.7 m 以下 ・全高 1.2 m 以下	・最高速度 20 k m/h 以下 ・全長 1.9 m 以下 ・全幅 0.6 m 以下	・全長 2.5 m 以下 ・全幅 1.3 m 以下 ・全高 2.0 m 以下
車両の例	レスプログライン トヨタ自動車 HPより	YADEA社 HPより LUUP社 HPより	SWALLOW社 HPより

保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車の型式 (※令和5年10月5日時点)

車名及び型式	外観	製作者等	性能等確認実施機関	備考
車名:yadea 型式:KS6PRO-JP		名称:長谷川工業株式会社 住所:大阪府大阪市西区江戸堀 2丁目-1-1 江戸堀センター ビル14階	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:○○○7	歩道モードあり
車名: ストリーモ 型式: SO1J		名称:株式会社ストリーモ 住所:東京都墨田区八広4-3 6-21	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 日2−2 ■確認番号:0008	歩道モードあり
車名:Falcon P.E.V. 型式:Z9L-01		名称:SWALLOW 合同会社 住所:神奈川県横浜市港北区下 田田 2丁目10-61	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:0009	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ- BK-3	IL	名称:株式会社 Luup 住所:東京都千代田区神田佐久 間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 日2−2 ■確認番号:○○10	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ- BK-4	IL	名称: 株式会社 Luup 住所: 東京都干代田区神田佐久 間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究室住所:東京都昭島市美堀町4丁目2-2 ■確認番号:0011	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ- WT-3	****	名称:株式会社 Luup 住所:東京都千代田区神田佐久 間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:0012	歩道モード無し
車名:LUUP 型式:KK-254BJ- WT-4		名称:株式会社 Luup 住所:東京都千代田区神田佐久 間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称:公益財団法人日本自動車輸送技術協会 昭島研究室住所:東京都昭島市美堀町4丁目2-2 ■確認番号:0013	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254CJ- WT-3		名称:株式会社 Luup 住所:東京都干代田区神田佐久 間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美郷町4丁 目2-2 ■確認番号:○○14	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254CJ- WT-4	* *	名称:株式会社 Luup 住所:東京都千代田区神田佐久 間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 日2−2 ■確認番号:0015	歩道モード無し
車名: LAIL グレード L 型式: GAF-0011	7 4	名称:正解株式会社 住所:北海道札幌市中央区南一 条西五丁目3番地4	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美瑞町4丁 日2-2 ■確認番号:○○16	歩道モード無し
車名:Model one S 型式:kin-model1-s		名称:株式会社 KINTONE 住所:茨城県常総市豊岡町乙 2008-1	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美郷町4丁 目2—2 ■確認番号:○○17	歩道モードあり

車名及び型式	外観	製作者等	性能等確認実施機関	備者
車名:カーメイト 型式:e-FREEO 1		名称:株式会社カーメイト 住所:東京都豊島区長崎5-33- 11	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:0018	歩道モードあり
車名:E-KON City 型式:ZAD-G520	The	名称:株式会社 E-KON 住所:兵庫県姫路市岡町40-6- 409	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術演会 昭島研究室 住所:東京都紹島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:0019	歩道モード無し
車名:FUGU 型式:MF- EKRSA01RW	TL	名称:株式会社FUGU INNOVATIONS JAPAN 住所:神奈川県横浜市中区羽衣 町 3-55-1	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究章 住所:東京都昭島市美堀町4丁目2-2 ■確認番号:0020	歩道モードあり
車名:J-STEP 型式:NS-K500W	1	名称:株式会社日翔グローバル 住所:大阪市西成区南津守1-6- 2	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究章 住所:東京都昭島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:0021	歩道モードあり
車名:SS 1 型式:SE-SS1J	TIL	名称:有限会社館昇 住所:愛知県名古屋市西区秩父 通2-70	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究室住所:東京都昭島市美堀町4丁目2-2 ■確認番号:0022	歩道モードあり
車名:Ainohot 型式:S07	F	名称:funsedy株式会社 住所:東京部渋谷区干駄ヶ谷2- 7-4 1F	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究堂住所:東京都昭島市美堀町4丁目2-2 ■確認番号:0026	歩道モードあり
車名:マンティス ジュ ニア 型式:MANTIS Jr	1	名称: 足立ブレーキ株式会社 住所: 東京都足立区栗原2-1-1	名称:公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究室住所:東京都昭島市美堀町4丁目2-2 ■確認番号:0027	歩道モードあり
車名:ブレイングマン ティス ネオ 型 式 : Playing MANTIS Neo	72	名称:足立プレーキ株式会社 住所:東京都足立区栗原2-1-1	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4J 目2-2 ■確認番号:0028	歩道モードあり
車名:Model one S 型式:kin-model1-sb	1 1	名称:株式会社KINTONE 住所:茨城県常総市豊岡町乙 2008-1	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 日2-2 ■確認番号:0030	歩道モードあり
車名:KICK ZONE 型式:WZ-KICKO2- BK	FL	名称:株式会社Newseed 住所:東京都多摩市鶴牧3-2 ブ リリア多摩センター1F	名称:公益財団法人 日本自動 車輸送技術協会 昭島研究室 住所:東京都昭島市美堀町4丁 目2-2 ■確認番号:0033	歩道モードあり